

政令第 号

水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

水防法及び河川法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十五年十二月十一日とする。

理 由

水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。